

学校保健

●保健室の役割●

- 学校で起きたけがや病気の救急処置
- 健康診断
- 保健指導
- 健康相談
- 感染症や疾病などの予防措置 など

1 保健室の利用について

保健室は、子どもたちが自分の心と体に関心を持ち、元気に学校生活を送ることができるよう支援する場です。

保健室での救急処置は医療機関と違い、“保護者の方に引き渡すまでの間、症状が悪化しないように必要な手当てをする”ことを目的に行っています。そのため、体調不良の児童を長時間休養させること（目安は1時間）・絆創膏や湿布の交換などの継続的な手当てをすること・内服薬を与えることはできません。登校前には必ずお子さんの健康状態をよく観察し、発熱していたり、心配な症状があったりするときには、無理せず家庭でしっかり様子をみてください。

なお、具合が悪くなり自宅に帰って休んだほうがよいと思われる場合や、けがをして医療機関の受診が必要と思われる場合は、緊急連絡先に連絡させていただきます。入学式当日に配付される『保健調査票』及び『緊急連絡票』へ、お子さんの健康状態と必ず連絡が取れる緊急連絡先を、正確にもれがないよう記入をお願いします。緊急時にすぐに連絡が取れるよう、可能であれば職場の連絡先もご記入いただきたいです。

2 朝の健康観察について

お子さんのちょっとした変化が一番よくわかるのは、おうちの方です。朝は、時間にゆとりをもって、お子さんの心と体の健康観察をお願いします。

朝の健康観察をして、体調がすぐれない時は、無理して登校すると症状を悪化させてしまうことがあります。また、感染症の場合、他のお子さんへ感染させてしまうことがあります。

健康観察のポイント ～いつもとちょっとちがうかな？～

みる ○顔色、表情、食欲、排便、発疹、充血、鼻水、痛み

きく ○咳込み、息づかい、声の様子

ふれる ○発熱、腫れ、痛み

*毎朝、体温を測っていると、体調の変化にすぐ気づくことができます。

3 生活習慣について

お子さんが生涯にわたり健康に過ごすためには、からだづくりをする今の時期の生活習慣が大切です。毎日の生活の積み重ねが、お子さんの心と体をつくります。

＜起床＞ 床＞少なくとも登校する1時間前には起きる習慣をつけてください。脳が目覚めるためには、起床後約2時間かかるといわれています

＜朝食＞ 食＞必ず朝食を食べてから登校してください。朝食は、一日のエネルギー源です。家族とゆっくり朝食をとることで、心と体が元気になります。

＜排便＞ 便＞毎朝、排便する習慣をつけてください。子どもの腹痛の原因として、排便のコントロールができていないために起こる便秘が挙げられます。朝、トイレに行きたがらなくても、毎日続けることで習慣になります。

＜歯みがき＞ 食後に歯みがきを行い、お子さんの歯をむし歯から守ってください。特に、就寝前はおうちの方が「仕上げみがき」をしてください。

＜衛生＞ 生＞手洗い、うがい、洗顔、鼻をかむ 等、自分でできるようにしてください。けがの予防、感染症の予防のために、お子さんの爪はいつも短く、清潔にするよう気を付けてください。

4 定期健康診断について

毎年4月～6月末までに、1年生は右のような健康診断を実施します。その結果、受診が必要なお子さんに『結果のお知らせ』をお渡ししています。学校での健康診断はスクリーニング（詳しく診てもらった方がよい児童の抽出）なので、心身ともに健康な状態で学校生活を送ることができるよう、早めに受診し、医師の指示を受けてください。なお、受診の必要がないお子さんには個別のお知らせはありませんので、ご承知おきください。心電図検査、尿検査等で二次検査の対象となったお子さんは、二次検査の結果を受けて、新体力テスト、水泳指導を実施します。



内科検診
眼科検診
耳鼻科検診
歯科健診

身体計測(身長・体重)
視力検査
聴力検査

尿検査
結核健診
運動器検診
心電図検査

色覚検査

5 学校医・学校歯科医・学校薬剤師について

健康診断や環境衛生検査等でお世話になります。

科目	氏名	病院名	住所
内科	小島 寿郎	小島医院	大宮区大成町1丁目109
	三好 和夫	三好医院	北区日進町2丁目1083
眼科	澁谷 伸二郎	大原眼科	北区日進町2丁目753-2
耳鼻咽喉科	岡本 孝	おかもと耳鼻咽喉科	北区日進町2丁目925-1 KTDビル3階
歯科	大木 忠明	大木歯科	北区日進町2丁目409-2
	傳田 亨	デング歯科クリニック	北区日進町1丁目783-4
	伊藤 将広	伊藤歯科クリニック	北区日進町2丁目1609-1
薬剤師	水 八寿裕	実務薬学総合研究所	東京都西東京市田無町4-21-23 川上ビル1階

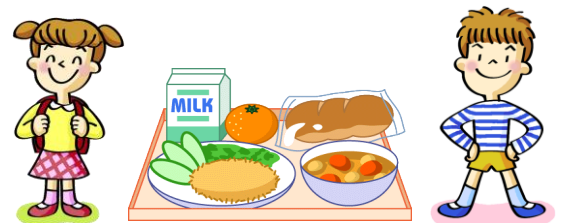
6 学校生活管理指導表について

(1) 内科的疾患について

心臓、腎臓の疾患等で、学校生活において配慮が必要なお子さんは、「学校生活管理指導表」を提出してください。医師の診断結果に基づき、学校生活に必要な配慮を行っていきます。

(2) アレルギー疾患への対応の流れ

- ① アレルギー疾患に対する取組についての情報提供
↓ **別紙**「学校における食物アレルギー対応について」
- ② アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の実態把握
↓ * **本日中**に、「対応願」を日進小の保健室へ提出する。
- ③ 対象となる児童の保護者へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の配付
↓ * 「対応願」を提出した際に受け取る→医療機関を受診し、
2月末日までに日進小の保健室へ提出する。
- ④ 保護者との面談の実施 * 3月中



7 出席停止について

医師に下記のような病気と診断されて学校を休む場合、出席停止になります。学校へ診断された日と診断名を電話や連絡ツール「スクリレ」等でお知らせください。なお、診断書は必要ありませんが、医師の登校許可を受けてから登校を開始してください。

出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

病状により学校医その他の医師においてその感染症の予防上、支障がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 第2種

病名	停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂痂下するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで ※無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

(2) 第3種の主なもの

病名	停止期間
感染性胃腸炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	
伝染性紅斑（りんご病）	
手足口病	
ヘルパンギーナ	
流行性角結膜炎	
その他の感染症	

8 日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

学校の管理下で発生した児童の災害について、その治療費等を給付する制度です。掛金は半額を市が負担し、保護者の方には残りの半額（令和7年度予定 460円）を負担していただきます。

災害共済給付制度の加入は任意ですが、本制度の趣旨をご理解いただき、不慮の災害に備えて、なるべくご加入いただきますようお願いいたします。ご加入いただける方は、「加入同意書の提出」と「口座振替の申込」が必要となります。詳細は別紙をご確認の上、手続きをお願いいたします。「加入同意書」は入学式の日にご提出いただきます。

さいたま市には「子育て支援医療費助成制度」がありますが、ご加入された場合、学校管理下での災害は振興センターの災害給付制度（医療費の4割分支給されます）を優先してください。重複して請求した場合は、後日返還請求があります。また、加入の有無に関わらず、災害が発生し、医療機関を受診した際は学校へすぐにお知らせください。

別紙 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について」

「日本スポーツ振興センター災害共済給付契約加入手続きに係るお願い」

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について」

9 さいたま市学校災害救済給付制度について

資料

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあった場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類		該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。	1,000,000円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。	第1級 1,800,000円 ～第7級150,000円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。(注1)	1本 30,000円 2本 50,000円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。	100,000円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金		児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。(注2)	健康保険法の療養に要する費用の10分の4の額
学校災害被災障害者修学助成金		児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000円 大学等 年額 120,000円

(注1)障害見舞金に該当する場合は除きます。

(注2)医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が10年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後7年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。(初診日より10年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。)

※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。

※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。